

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	平成30年 6月12日(火) 午前 9時30分 開会 午前 10時13分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	萩原 鉄也 田中志摩子 川添 康大 米谷 政久 安藤 玄一 国島 正富 小沼 富夫
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	4人
8 事 務 局	次長 主査
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第4号 国の進める水道法の民営化に対して反対の意見書提出についての陳情

結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【萩原鉄也議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第4号、国の進める水道法の民営化に対して反対の意見書提出についての陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第4号、国の進める水道法の民営化に対して反対の意見書提出についての陳情」に対して、意見を述べさせていただきます。

水道民営化の実施のためには、PFI法と水道法の2つの法律の改正が必要で、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が1999年に成立し、2011年5月に改正され、活用対象が社会インフラにも拡大され、国や自治体が施設の所有権を持ち続けたまま、運営権を民間事業者に設定し、経営を委託するコンセッション方式が導入され、水道法改正は、この方式を水道事業で行えるようにしたり、市町村が広域連携で行えるようにし、事業の効率化や基盤強化をしたものです。また、PFI法では、民営化の基本原則も書かれており、収益が費用を上回っている場合等の理由により、民間事業者に行わせることが適切なものについて、民間委託できるとされ、民間のノウハウの利用により、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることが求められています。

今回の陳情趣旨にあるような水道料金引き上げや水質悪化などの問題があると危惧されていますが、あくまで運営権の民間譲渡ということで、資産までは含まれないとのこと。民間活用により経営ノウハウや資金を生かした事業運営、利用料の効率的な使用が考えられ、国民の生命を守るということを論点とすると、電気、ガス等、全て公でということにもなりかねないと思います。

よって、陳情第4号は不採択といたします。

○委員【安藤玄一議員】 私からも、「陳情第4号、国の進める水道法の民営化に対して反対の意見書提出についての陳情」について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

日本の水道事業は、市町村の自治体単位での運営が基本となっておりますが、水道事業職員の高齢化と人員不足、また、公的機関という性質上、経験豊富な民

間人を雇い入れることは、たやすいことではなく、技術継承も難しい仕事であります。さらに、老朽化した水道管の更新費用の捻出が困難ということも問題視されております。

上記のように、各自治体の水道事業による収益が悪化する中、既存の公的な水道事業を維持継続することが困難になってきているということが、民営化の議論が進んでいる背景として存在しております。このままでは、老朽化する水道管の更新費用が捻出できず、あちこちで水道管が破裂したり、赤い水が出たりと、将来の水道インフラを維持することが難しくなることも懸念され、人手不足で技術継承もままならないのであれば、水道事業はいずれ破綻してしまう可能性もあります。

厚生労働省によると、2014年度末時点で、耐用年数40年を超えた水道管は約8万kmであり、その一方で、同年度中に交換された水道管は約5000kmにとどまっているとのこと。日本水道協会によると、漏水などのトラブルは年間約2万2000件発生している。厚生労働省の有識者会議は、遠くない将来、国民生活に重大な影響を及ぼすと警告しています。漏水を調査するだけでも、かなりのコストと人手がかかる。各自治体では水道料金の値上げを検討しているようですが、少子高齢化による扶助費の増大等を勘案する限り、このままでは水道事業の破綻は必至だと考えます。よって、民間に水道事業の一部の業務を委託して、民間企業のスケールメリットを生かし、コスト削減により、老朽化した水道管の更新と維持を実現しようとする考え方については、一定の理解をするところです。

しかしながら、海外では水道事業の民営化に失敗し、再公営化された事例があるという話もあり、日本は時代に逆行しているという批判があることもわかります。現在、国では、海外の失敗事例を反面教師にして、民営化を成功させるにはどうすればよいかを模索しています。自治体の水道事業の課題は非常に切迫しており、他に有効な解決策がないのであれば、民営化にかじを切っていくという選択肢を頭から否定するのはどうかと思う次第です。

よって、陳情第4号に対して反対とさせていただきます。

以上です。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第4号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、2002年4月施行の水道法改正で、浄水場の管理や水質管理等の技術的な業務に限定して、第三者への委託が可能となっています。当時の改正の趣旨は、水道水源の汚染の拡大や水道水質基準の強化が求められる状況のもとで、日本の水道事業者の圧倒的多くが小規模事業者で、技術的、財政的基盤が弱いことから、より技術力の高い他の自治体や民間に委託できるようにするものとされてきました。ただし、実際は、小規模市町村よりも、一定規模の市でこの改正を活用して民間委託が進められる例が目立ちます。そこでは、関係部門の人員が削減されたり、自治体が管理に責任を負う関係が弱まったりするなどの問題が生まれ

ています。

また、昨年の通常国会では、水道法改定案が出されましたが、これは廃案となりました。そのときの改定案の内容は、水道事業の抱える課題解決に向け、基盤強化を行うことを目的とし、自治体の水道事業者としての位置づけは残しつつ、運営権を民間事業者に移すコンセッション方式の導入などの民営化と、水道事業を統合する広域化を柱としています。水道法の目的も、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することの記述から、水道の基盤を強化することとされ、計画的な整備、保護育成の文言が削除されています。水道は、住民福祉の増進を図る基盤となる事業であり、自治体が担ってきました。民営化、広域化が進めば、公共の福祉の増進という本来の目的を果たせなくなってしまいます。また、人員不足や老朽化については、国の政策誘導によって引き起こされたものであり、それを民営化によって解決すること自体、問題があると思います。

今国会でも水道民営化法案が出され、審議予定となっています。水は、命を支える不可欠の基本的な資源であり、そのため、水道事業は、水質の安全管理、資源、水質の保全、料金などについて、極めて高い公共性が求められます。一度水質事故が発生すれば、一挙に人命にもかかわる大量の被害を生み出しかねません。この特徴からも、水道は、将来にわたって安全で必要な水を供給することが、事業の使命であり、目的です。利潤追求には根本的になじまないものです。水道法で、水道事業は、原則として市町村が経営するとしているのも、その趣旨からです。海外では、民営化による料金高騰、水質低下などで再公営化が相次いでおり、民間事業者が配当などの利潤を考えれば、ほとんど値上げになっていくと考えられます。国民の生命と生活に欠かせない水道事業は民営化にはなじまず、やめるべきと考えます。

以上の理由により、本陳情については賛成の意見とします。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第4号、国の進める水道法の民営化に対して反対の意見書提出についての陳情」について、反対の立場から私の意見を述べさせていただきます。

日本の水道普及率は、1950年に26.2%、60年に53.4%、70年に80.8%、そして2014年には97.8%に達しました。水道事業は、半世紀以上にわたる拡張、建設の時代を経て、今は維持、管理の時代に入ったと言えます。高度経済成長期に整備された水道施設は、水道管の法定耐用年数（40年）が過ぎ、老朽化が顕著となっているため、全国各地で水道管による破損事故がふえている現状です。それに加え、震度6強程度の地震に耐えられる割合を示す耐震適合率は、2014年度末時点で36%にとどまり、阪神大震災、東日本大震災、熊本地震を経験し、首都直下型地震や南海トラフ地震への備えが必要とされる今、水道施設の耐震補強工事は喫緊の課題となっています。その一方で、多くの自治体が、人口減少に加え、節水意識の高まりなどによる水需要の減少に直面し、財政が厳しい中、水道施設を再整備したとしても、水道事業による収支拡大は期待できるものではありません。

本年3月、水道法の一部を改正する法律案が提出されたのは、こうした長期的展望を見出すことが困難な状況に、水道事業の広域化と民営化によって課題を克服するためのものと理解しています。今回の改正案は、1、関係者の責務の明確化、2、広域連携の推進、3、適切な資産管理の推進、4、官民連携の推進、5、指定給水装置工事事業者制度の改善の5項目であり、4項目めの官民連携において、水道施設の所有権を自治体に残しつつ、民間事業者の資金や経営ノウハウを生かした事業運営の効率化を図ることではメリットがあるものと思います。しかし、陳情者の言われるとおり、海外の民営化により水道料金の値上げや水質悪化などの懸念があるのも否めません。今後は、人口減少に伴う水の需要低下や水道事業の安定化のためには、民営化により住民サービスの低下を招かないよう、行政や市民が監視、評価するシステムを構築していくことが望ましいと考えております。

よって、「陳情第4号、国の進める水道法の民営化に対して反対の意見書提出についての陳情」は不採択とさせていただきます。

○委員長【萩原鉄也議員】 ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【萩原鉄也議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情  
結 果 不採択

○委員長【萩原鉄也議員】 次に、「陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【国島正富議員】 「陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情」について。陳情理由は十分理解いたしますが、少子高齢化や人口減少時代の到来に伴う多様な行政需要に的確に対応するため、国と地方の財政のあり方について、国に求めるだけでは解決できません。多くの行政需要を支える財源は確保するだけの経済環境の好転も見込めない背景を考えると、赤字国債発行を後押しするような陳情となることを覚悟しなければなりません。地方自治体が担える範囲は、地方の責任として抱える覚悟も重要と考えます。地方行政の課題を項目ごとに選択し、長期ビジョン達成に向けた継続的制度の構築や計画の大胆な見直しまで踏み込まなければ、限られた財源で担えるまちの将来像は描けません。財政基盤強化と行政サービスの適正化に向けた取り組みは、国家レベルでの考えでは、もとのもくあみになるはずで、自治体ごとの個性あるまちづくりでの成功事例の共有こそ、無駄のない政策実現に直結するものと考えます。

地方財政の規模や用途は、自治体の立地環境により大きな違いがあり、国の大枠の中で一概に議論を進めても、めざす目的から大きく乖離し、地域住民が満足できるようなまちとならない例が多くあります。今回の地方財政充実、強化を求めることに対しては、地方自治体のさまざまな課題が、今、述べましたけれども、陳情項目の中にもある、地方交付税におけるトップランナー方式の導入で、廃止、縮小を含めた検討とありますが、トップランナー方式に係る取り組みは、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方自治体の経営水準を地方交付税の基準財政需要額の算出に反映するトップランナー方式を推進し、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安全・安心を確保することを前提として取り組むこととあります。これらの観点から、陳情の求めるトップランナー方式、廃止、縮小の必要はないと思います。

以上の観点から、本陳情を不採択といたします。

○委員【川添康大議員】 では、陳情第6号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

医療や介護、子育て、地域振興や災害対策など、住民にとって最も身近な行政である地方自治体が、住民福祉の機関として果たす役割は、ますます重要となっています。政府には、全ての自治体はその役割を発揮できるよう支援し、財源を保障することが求められています。ところが、安倍政権は、地方自治体を支援するどころか、地方財政の削減と企業のもうけ先づくりのために、行政サービス切

り捨てと公共施設の統廃合を自治体に迫り、政策誘導のために、地方交付税制度まで改変するなど、地方自治を踏みにじる政策を進めています。憲法がうたう地方自治体の本旨に基づく地方自治体の自主性と、その取り組みに必要な財源を保障するとともに、地域住民の暮らしを守り、地域の再生をめざす取り組みこそ必要です。

地方交付税制度については、本来全ての自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な財源を保障し調整する制度です。ところが、政府はこの間、交付税算定の費目の一つである、まち・ひと・しごと創生事業費の中に、自治体の必要性に加え、取り組みの成果を導入、拡充するという、条件不利自治体が危惧する制度を持ち込みました。2016年度からは、トップランナー方式、これは民間委託などで低く抑えた経費水準を標準とする計算方法、これらを導入し、民間委託化の圧力を強めています。こういった地方交付税制度をゆがめるトップランナー方式は廃止し、まち・ひと・しごと創生事業費について、総額を確保した上で、成果による算定は全額必要度による算定に改めるべきです。

また、財務省や財界などが、地方の基金増加を問題視し、地方交付税を削減しようとする議論についても、問題があります。これには、地方6団体も猛反発しています。個別の自治体において、大型開発の準備や単なるため込みなどの問題があるとすれば、住民の暮らしに切実な要求課題の実現のために活用されるべきですが、基金を自治体はその裁量と責任で一定水準確保するのは当然です。地方交付税の不足分については、臨時財政対策債の発行ではなく、交付税率の引き上げで対応すべきと考えます。

陳情項目6の対象国税4税のうち、消費税の法定率引き上げについては、お金のない人ほど負担が重く、住民の負担を伴うものであり、基本的には反対ですが、おおむね地方財政の充実、強化の内容については賛成とし、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 では、「陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

地方分権改革の推進や地域経済、雇用創出の促進、少子高齢化への対応など、基礎自治体である市町村が果たす役割は一段と高まっております。それにもかかわらず、政府は、地域間の経済格差を放置したまま、歳出・歳入一体改革に基づく歳出削減により、地方財政の圧縮を進めています。また、総務省の新地方行革指針に基づく集中改革プランの策定を、地方自治体に押しつけ、行財政改革を推進しています。

特に地方交付税におけるトップランナー方式は、行革などで経費を抑えた市町村に交付税を優遇するといった内容です。市町村が行う行政サービスを具体的にどのように行うかは、それぞれの市町村で決めるべきものです。市町村が直接行うのがいいのか、あるいは民間に委託するのがいいのか、それぞれの市町村の事情や考え方で、どうするのがいいのか、答えは違うはずですが、それぞれの市町村

の事情を鑑みず、地方交付税の算定基準を民間委託などの業務改革の内容にすることは、地方自治の本旨に反するものではないでしょうか。市町村は、国の下部組織でも下請機関でもありません。国と市町村はそれぞれ独立の行政機関で、お互いに対等に意見を言える関係です。地方交付税の算定方式を改め、国が望む行革を実施するように誘導することは、市町村のことは市町村みずからが決めるといふ自治に反します。

そもそも地方自治体における財政の硬直化は、景気対策による公共事業の増発と、少子化対策に予算を注いでこなかったことが主な要因だと考えます。このような政府による一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に転嫁するものであり、全く容認できません。さらに、本陳情については、全国議長会を初め、知事会、市長会等、地方6団体と言われる団体において追隨して出ている内容であると聞いております。

よって、本陳情に対しては賛成とさせていただきます。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

今回の陳情は、地方財政の充実、強化を求めるものであります。その理由として、陳情者は、地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障費への対応、地域交通の維持、大規模災害を想定した防災、減災事業等、新たな政策課題に直面する中、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られ、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっていること、そして、こうした状況にかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速していることへの危惧を示されたものと思います。

そして、本来必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割であり、財政再建目標を達成するためだけの歳出削減は、結果として不可欠なサービスが削減され、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことになると論破されておられます。本市においても、子育て支援として、保育人材の確保、教育環境の充実に向けた対策、防災、減災対策として、老朽化した橋や道路等のインフラ整備、高齢化社会へ向けた介護人材や地域包括ケアシステム展開に向けた人材の確保、地域公共交通対策等、課題が山積しており、財源の確保に苦慮している現状が続いている状況であり、陳情者の趣旨は理解できるところです。

しかしながら、トップランナー方式については、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認し、インセンティブ改革と合わせて地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観、中立である地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないので、廃止、縮小せよとの陳情者の解釈は理解できないところがあります。トップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化においては、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとして、交付税の財源保障機能が損なわれないよう、また、ト



ップランナー方式による効果が地方財政計画に反映されるよう、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方公共団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方へ還元するべきと考えます。

よって、「陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情」は不採択といたします。

○委員長【萩原鉄也議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○委員長【萩原鉄也議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第10号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【萩原鉄也議員】 次に、「陳情第10号、国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【国島正富議員】 それでは、「陳情第10号、国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

陳情者は、消費税率10%の引き上げの中止を政府に求めるものでありますけれども、消費税増税については、2012年の民主党政権時において、野田政権により、社会保障と税の一体改革として増税が決定し、その後の自公政権では、二度の先送りにより、2019年10月実施と先送りされてきました。1000兆円以上の国の債務の解消と、増大する社会保障への対応に資する、財源確保に特化した値上げとされています。消費税は、国民全般にわたり平等公平な税と言われております。増税に向け、法も制定され、法の施行も決定している中で、軽減税率の具体例について、多くの団体や関係者から多くの課題が指摘され、実施までには、さらなる具体策についての対応を求めていくことは必要と考えます。消費税の増税中止を求めるのであれば、増税の目的とする国の債務解消や社会保障の維持、向上に向けた財源確保は担保できません。消費税増税は、国民の多くがもろ手を挙げて賛成する政策ではありませんが、日本の将来の財政課題解決に向けた国家戦略として実行しなければならない政策でもあります。

よって、本陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第10号、国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める陳情」に対し、反対の意見を述べさせていただきます。

日本の財政状況は、国と地方を合わせた借金が1000兆円を超え、先進国で最悪の水準です。さらに、団塊の世代と呼ばれる人たちが、今後75歳以上の後期高齢者になる時代を迎えます。後期高齢者になると、1人当たりの医療、介護費が増大いたします。社会保障給付は、2012年に109兆円程度でしたが、2025年にはおよそ149兆円にまではね上がるという試算があります。支え手になる、働く現役世代が減少する一方、支えてもらう高齢者は着実にふえていくのが、目に見えている。それが、今の若い人たちの将来不安にもつながっています。

消費税増税の議論については、8%から10%に引き上げることにより、およそ5兆6000億円の増収が見込まれると言われております。また、他の税務申

告と違って、逃れようのない公平な税負担の方式だと考えます。現在の少子高齢化社会、医療や介護費が年々増大し、子ども政策にも予算をふやさなければならぬ社会事情の中、消費税を引き上げないならば、予算を切り詰めるか、別の形で増税することなどが必要になると考えます。陳情者が言うとおりに、大企業や富裕層を優遇しているのではないか、軍事費や公共事業への歳出を減らすべきではないか等の主張も理解はできますが、国会で具体的な議論が示されない中では、何も前に進むことはできません。

よって、以上のことから、反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【川添康大議員】 では、陳情第10号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

消費税が導入されてから、日本経済は低迷を続けております。5%から8%への税率引き上げの際も、安倍首相は国会で、影響は短期的なものだが、すぐに回復すると発言していました。しかし、結果は、思った以上に回復はおくれている、影響は思ったより長引いていると言われるとおりに、一向によくならず、ますます経済は冷え込み、格差、貧困は拡大の一途をたどっています。先日の生活保護基準の引き下げの理由が、その最たるものです。

これまで消費税が増税されるたびに、大企業の法人税等は減税され、消費税の増税分は、ほとんどが法人税減税分にとってかわっている状況でもあります。安倍首相が、去年の総選挙で国難とまであり立てて公約した幼児教育、保育無償化、大学学費の負担軽減などは、消費税増税を予定する2019年度以降に先送りされています。これらの政策についても、消費税率を引き上げ、庶民に負担を求めることでしか税収を確保できないこと自体が、政策の行き詰まりをあらわしているのではないのでしょうか。

消費税をめぐって、安倍政権は、2019年10月からの10%増税を既定事実として突き進もうとしています。増税は、消費不況を一層深刻にし、格差と貧困に追い打ちをかけます。社会保障を切り捨て、大企業に減税をばらまく一方での庶民増税には、一かけらの道理もありません。ヨーロッパなどでは、税金が高いと言われますが、能力に応じた負担が原則で、企業も社会的責任を果たすことは当然という認識であるため、大企業やお金持ちほど税金が高くなっており、消費税もぜいたく品については高い税負担ですが、生活必需品については低い税率であります。消費税はそもそも所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差をさらに拡大するものです。日本は、消費税率を上げる前に、まだまだ改善することがあり、能力に応じた負担の原則を貫く税制改革や、歳出の浪費をなくす財政改革、国民の所得をふやす経済改革を進めることで、消費税に頼らずに、暮らしの充実と財政危機打開の両立は可能と考えます。

以上の理由から、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第10号、国に対し『消費税増

税中止を求める意見書』の提出を求める陳情」」について、反対の立場から、私の意見を述べさせていただきます。

我が国は、かつてない少子高齢化社会を迎え、今後さらに2025年には高齢化のピークが訪れようとしています。高齢者に係る医療費や介護費等は年々国の財政を圧迫し、しかも介護人材の確保が、介護職の所得の低さ等により厳しい状況となっております。さらに、若者の結婚が晩婚化し、1人の女性が子どもを出産する数は過去最低を更新。にもかかわらず、保育園の待機児童はふえ続けている状況です。女性の社会進出が進んでいる一方で、保育園や幼稚園の保育士の数がふえないことから、保育園で預かることができない事態になっている現状です。これも、介護人材不足と同じ、保育士の所得の低さによるものです。そのため、政府はこうした少子高齢化に伴う社会保障費の財源を確保するために、消費税を引き上げることとしています。

2014年に消費税が5%から8%に引き上げられ、誰もがその負担の大きさを感じたことは否めません。以降、景気が低迷し、その回復に長い時間を要し、そのため、安倍首相も二度の10%増税を見送ったのは理解しているところです。しかしながら、介護職や保育士の処遇改善のため、財源を安定化させるには、消費税の増税が効果的であるとしています。その理由は、1つには、国民全体から広く平等に課税できること、2つ目として、人々の働く意欲を阻害しない、3つ目として、消費税は脱税を防げるといったメリットがあるからです。その反対に、デメリットもあるのは確かです。消費者の購買意欲が減る、中小企業の負担がふえる、駆け込み需要の反動が起これり、景気が悪化する等が懸念されております。

現在、政府は中小企業への支援策として、設備投資に係る固定資産税の減免措置を初め、小規模事業への支援制度の拡充をしています。そして、軽減税率を設け、食料品等必需品の消費税を8%に据え置くことで、低所得者層への負担軽減を図ることとしております。何のために消費税を上げるのか、消費税を先延ばしにすれば、財政健全化が遠のき、社会保障の充実ができなくなるおそれがあります。それは結局、介護人材や保育士の確保が進まず、国民生活への影響が出てくることとなります。そこを認識する必要があると思っております。

よって、陳情第10号は不採択といたします。

○委員長【萩原鉄也議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【萩原鉄也議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第11号 所得税法第56条を見直すことを求める意見書を  
国に提出する陳情

結 果 不採択

○委員長【萩原鉄也議員】 次に、「陳情第11号、所得税法第56条を見直すことを求める意見書を国に提出する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第11号、所得税法第56条を見直すことを求める意見書を国に提出する陳情」に対して、意見を述べさせていただきます。

所得税法第56条の立法趣旨や目的は、個人単位主義を徹底した場合に起こる家族間の所得分割による租税回避行為を防止するために導入された制度であり、不当な所得分割を規制対象とするものであります。中小企業の多くは、家族の労働、協力により支えられ、成り立っていて、経営にとって重要な位置を占めています。家族従業員の事業から受ける対価の支払いについては、所得税法第56条では、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に導入しないと、必要経費として認めていませんが、所得税法第57条で青色申告にすれば、経費として認められていて、メリットも多いと考えます。そして、陳情趣旨にある、子ども等の家族従業員は社会的にも経済的にも全く自立できない状況で、家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけているということは違うのではないかと考えます。

よって、陳情第11号は不採択といたします。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第11号、所得税法第56条を見直すことを求める意見書を国に提出する陳情」につきまして、私からは反対の意見を述べさせていただきます。

この所得税法第56条の立法目的が、みずからの所得を不当に課税逃れするために、例えば、実際は給与の支払いがないにもかかわらず、親族に対して対価を支払ったことにしたり、実際の勤務に照らして、不適正で過大な対価を必要経費に算入するなどの不正行為を防止したりすることが、その趣旨と考えます。しかしながら、女性の社会進出が一般化し、職業における専門性も増したことから、世帯内の取引については、課税上認める必要性が増してきています。実際、青色申告にすれば、給料を経費にできるとされており、そもそも同じ労働に対して、青色申告か白色申告かで差をつける制度については矛盾を感じる部分もあります。実際、国会の議論においても、検討の余地があると発言がなされております。しかし、単に所得税法第56条を廃棄するだけでは、世帯内の恣意的な所得分割をとめることは、現実的には難しいと考えます。したがって、この恣意的な所得分割を防止しつつ、世帯内の取引について認めることができる新たな方法を

検討する必要があると考えます。

したがいまして、本陳情の意図は十分理解いたしますが、反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第11号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

所得税法第56条は、個人事業主が家族経営で事業を行っている場合に、事業主が、妻など家族や親族に働き分相当の金額を支払っても必要経費と認められず、全て事業主の所得に合算されるというものです。所得税法第56条の立法趣旨や目的は、個人単位主義を徹底した場合に起こる親族間の所得分割による租税回避行為を防止するために導入された制度であり、不当な所得分割を規制対象とするものであると言われていています。しかし、現在、立法当時のような家族制度の名残をとどめた社会状況ではなく、さらに、家族内においても近代的個人主義が浸透しています。また、現代社会では適正対価の算定も可能であり、記帳等も義務化されています。そのため、租税回避行為の防止や不当な所得分割を規制するなどの課題は対処可能であり、所得税法第56条の廃止に伴う、実務上の問題もないと考えます。

国連女性差別撤廃委員会の最終見解でも、所得税法第56条が取り上げられ、配偶者や家族の所得を必要経費と認めていないことが、女性の経済的独立を妨げているとし、見直しを求めています。これは、現実、日本の状況がまだ国際感覚からずれていることを指摘するものであります。また、2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画においても、自営業者等の項目で、女性の家族従事者としての役割が適切に評価されるよう税制の検討を提起し、これを受けて国会でも、検討には所得税法第56条が含まれると、国も国連の勧告同様の認識を示しています。

男女平等の社会の実現のためにも、現在、日本の置かれている状況を変えるためにも、女性事業主、女性の申告者がふえ、女性の地位が認められるよう、行政が率先し、申告制度を見直す必要があると考えます。労働に対する対価は払われることが当然であり、それにより家族従業者が経済的に独立でき、後継者不足にも歯どめをかける必要もあります。そして、個人の人格が認められ、平等な権利が与えられるということを基本原則として考えるべきであり、第56条が廃止されても、実務上の問題もクリアできることから、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第11号、所得税法第56条を見直すことを求める意見書を国に提出する陳情」について、反対の立場から、私の意見を述べさせていただきます。

陳情者は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとする所得税法第56条は、家族従事者にとって、社会的にも、経済的にも自立できないので、見直すべきであると訴えておられますが、

事業に専従する親族に対する報酬は、所得税法第57条の青色申告で認められております。青色申告では、正確な帳簿等の保存義務が課せられることとなります。所得税法第56条、いわゆる白色申告は、そうした義務は設けられておりませんので、その対価としての実態が把握できない状況だと言えます。そのため、家族従事者の対価を求めるのであれば、税法上優遇された青色申告を選択されることを勧めます。それならば、社会的にも、経済的にも、何ら自立を妨げるものではないと考えます。今後、女性の活躍社会の進展により、その動向によっては、国も税法上の申告制度を見直す判断をされるものと考えます。

よって、以上のような理由から、「陳情第11号、所得税法第56条を見直すことを求める意見書を国に提出する陳情」は不採択といたします。

○委員長【萩原鉄也議員】 ほかに意見はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【萩原鉄也議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【萩原鉄也議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告をいたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時13分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成30年6月12日

総務常任委員会  
委員長 萩原鉄也